

この度の地震で被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

被害に対する公的支援の内容等については、災害救助法の適用範囲が明確ではないため、具体的な手続き等は定まりませんが、以下のような準備を検討しておいてください。

1. 可能な範囲で目視確認して写真を撮る
2. 地震保険に加入している管理組合は、保険会社に鑑定を依頼する
3. 罹災証明が発行されるかを役所に聞きに行く
4. その他、役所で聞くこと
 - 1 罹災証明が発行されるとしたら、管理組合と個別と両方とるか？
 - 2 義援金が出るか？
 - 3 所得税の減免はあるか？
 - 4 その他の支援はあるか？

建物、設備で不安なことがありましたら、是非ご相談ください。

2018年7月

特定非営利活動法人 集合住宅維持管理機構